

“介護保険”と 所得税の確定申告・村県民税の申告



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

■ 介護保険料(1月～12月の1年間分)は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

▶普通徴収の方 窓口支払いの方は領収書。

口座振替の方は役場収納課で無料で発行する納付額証明書。

▶特別徴収(年金天引き)の方 年金の源泉徴収票。(令和7年1月に年金支給先から郵送)



■ 要介護認定による障害者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定を受けられている65歳以上の方は、障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、障害者控除を受けるための認定証を発行いたしますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

■ おむつ代金は、「医療費控除」に！

医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書を提出することにより、医療費控除の対象となります。

◇要介護認定を受けている方で要件を満たす方は、村が発行する「確認証」(無料)を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。



■ 介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、**事業者発行の領収書**が必要になります。

対象となるサービス		医療費控除の対象になる額
居宅サービス	★訪問看護★訪問リハビリテーション★居宅療養管理指導 ★通所リハビリテーション(デイケア)	・自己負担額(※1) ※通所リハビリテーションの食費も控除対象
	★短期入所療養介護(ショートステイ)	・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)	★のいずれかと併せて利用した場合のみ ・自己負担額(※1) (滞在費(居住費)および食費は対象外)
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	介護費、食費および居住費に係る 自己負担額(※1)の2分の1
	介護老人保健施設(老人保健施設)、介護医療院	介護費、食費および居住費に係る 自己負担額(※1)

※1…介護サービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割) + 支給限度額を超えた分

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は医療費控除の対象とはなりません。

※高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その分を差し引いた金額が医療費控除の対象となります。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。